様式第2号(第7条関係)

傍聴要領

三豊市成年後見制度利用促進審議会

1　傍聴する場合の手続

忘れ物等の連絡をする場合に備え、氏名、住所、電話番号等を別紙に記入してください。

2　会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

(1)　傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長(委員長)の指示に従ってください。

(2)　会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

(3)　会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。

(4)　会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。

(5)　会議場において、飲食及び喫煙をしないでください。

(6)　会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。

(7)　会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ってください。

(8)　帽子、襟巻き、外套、傘、杖等を着用し、又は携帯しないこと。

(9)　その他会議の支障となる行為はしないでください。

3　傍聴席に入ることのできない者

(1)　酒気を帯びている者

(2)　銃器その他危険なものを携帯している者

(3)　職員の指示に従わない者

(4)　その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4　傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。